

## ○ 第三者不服申立て(逆FOIA)

<p>187</p>	<p>答申16 (行情) 102, 103, 104 「日本郵政公社に対する会計監査人監査に関する企画書の一部開示決定に関する件外2件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>逆FOIAにおいては、諮問庁が原処分を維持して開示を妥当とする部分だけでなく、諮問庁が原処分を変更して不開示としようとする部分についても、諮問の範囲に含まれるので、審査する必要があるとして、審査したもの</li> </ul>	<p>4 本件一部開示決定の妥当性 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を開示とした本件決定について、異議申立人が不開示とすべきとしている部分のうち、諮問庁が開示すべきとしている部分については、法5条2号に該当しないと認められ、また、諮問庁が同号に該当し、不開示とすべきとしている部分については、同号に該当するものと認められるので、いずれも妥当であると判断した。</p>
<p>○</p>	<p>[参考答申] 答申16 (行情) 112 「特定会社の採掘権に係る施業案認可申請書及び認可書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>逆FOIAにおいて、諮問庁が原処分を変更して不開示とすべきであるとしている部分について、参加人である開示請求者が不開示を支持している場合には、審査の対象にならないとした上で、施業案認可申請書記載の鉱床の規模等について法5条2号イ該当性を認めたもの</li> </ul>	<p>整理番号66の答申参照</p>
<p>○</p>	<p>[参考答申] 答申19 (行情) 192 「保安規程変更届出書の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>逆FOIAにおいて、資源エネルギー庁が開示するとした部分について、審査請求人独自のノウハウ</li> </ul>	<p>整理番号75の答申参照</p>

	として不開示を認めたもの	
○	<p>[参考答申]  答申22 (行情) 559  「特定日に提出された特定会社による特定不動産の鑑定評価書の一部開示決定に関する件 (第三者不服申立て)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定会社による特定不動産の鑑定評価書につき, 法7条による公益上の理由による裁量的開示をすべきであると諮問庁の主張を妥当としたもの</li> </ul>	整理番号175の答申参照
○	<p>[参考答申]  答申23 (行情) 112ないし122  「有線ラジオ放送業務の正常化につき特定会社が提出した文書の一部開示決定に関する件 (第三者不服申立て)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求人 (第三者不服申立人) が有線ラジオ放送法3条等に違反して営業している地域が明らかになり, そのような事実が参加人 (開示請求者) により顧客の勧誘等の営業活動上利用されるおそれがあるとしても, そのことは真実の指摘であるから, 開示請求によって得られた情報を用いる参加人の営業活動が審査請求人に不利益を生じさせるおそれがあるとしても, 審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えず, 審査請求人としてはこれを受忍すべきとして, 5条2号イ該当性を否定した例</li> </ul>	整理番号23-6の答申参照

28-16	<p>答申 28 (独情) 22 「受託研究契約書の一部開示決定に関する件 (第三者不服申立て)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異議申立人 (特定報道機関) からの受託研究の契約書の一部を開示した原処分につき、当該契約書の存否を答えるだけで、特定報道機関の取材内容等に係るノウハウが明らかになり、法5条2号イの不開示情報を開示することになるため、本来、存否応答拒否をすべきであったとした上で、開示の実施が停止されていることを踏まえ、原処分を取り消し、その全部を不開示とすべきとした例</li> </ul>	<p>3 本件対象文書の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 開示請求書に記載されている請求内容に対応して、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の報道機関が東京大学に対して、特定の月に、報道に関わる特定の目的及び内容の受託契約を申し込み、当該受託研究契約が締結されたという情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。そして、これらの情報は、その内容等に照らし、当該報道機関の特定の取材内容や取材方法等に係るノウハウを含むものといえることができる。</p> <p>(2) そうすると、本件開示請求は、本件対象文書の存否を答えるだけで、当該報道機関が、本件開示請求に関わる何らかの取材等を行ったかどうか、あるいは行おうとしているかどうかという事実、さらには、そうした取材等がどのような内容であるのかといった事実を明らかにする結果を生じさせるものであると認められ、そのことから、当該報道機関の取材内容や取材方法等に係るノウハウが明らかになり、これらの情報が他の報道機関等に知られることなどにより、当該報道機関の正当な利益を害するおそれがあることは否定できず、したがって、法5条2号イの不開示情報を開示することとなると認められる。</p> <p>(3) なお、本件開示請求者は、上記2(3)の①及び②のとおり指摘をするが、特定の雑誌の記載や、処分庁の開示決定期限延長通知の記載だけから、直ちにその記載内容、すなわち開示請求に係る受託研究契約締結の事実が公になっているとみることはできない。</p> <p>(4) したがって、本件開示請求は、本来であれば、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったと認められる。</p> <p>4 一部開示の適否について</p> <p>以上のとおり、本件開示請求は、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったと認められるが、本件の場合、原処分において、本件対象文書の存在を認めた上で、その一部を開示する決定を行っており、本件開示請求に係る受託研究契約が締結されたという事実の有無、すなわち、特定の報道機関が開示請求書に記載された取材等を行ったという事実の有無という法5条2号イの不開示情報を既に開示した状態となっている。</p> <p>このような場合においては、本来、存在するか否かということも含めて、本件対象文書の全てを不開示とすべきものであったことに鑑みれば、その一部を開示した原処分について、その妥当性を具体的に検討することは相当ではない。そして、本件対象文書につき現在までその開示の実施が停止されていることを踏まえると、その全部を不開示とすべきであると認められる。</p>
2-5	<p>答申 2 (行情) 506 「特定会社から提出のあった特定事案に係る報告書の一部開示決定に関する件 (第三者不服申立て)」</p>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 法5条2号イ該当性について</p> <p>(略)</p> <p>エ 上記アないしウ及び本件対象文書の見分結果を踏まえて検討するに、本件対象文書の冒頭部分には、報道発表で公表されている</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省が航空法に基づき審査請求人である特定会社に報告を求め提出された報告書について、開示された部分のうち、処分庁による報道発表と同等の内容が記載された部分を除く部分は、報道発表の記載内容にとどまらない詳細かつ広範囲な特定会社の内部情報であると認められ、特定会社のノウハウや内部管理情報とみられる情報等が混然一体となって記載されていることから、法5条2号イに該当し、不開示とすべきとした例</li> </ul>	<p>る本件事案の概要・経緯とほぼ同等の内容が記載されており、これについては、すでに公にされている情報であると認められることから、法5条2号イには該当せず、同条1号及び6号柱書きに該当する事情も認められない。</p> <p>しかしながら、その余の部分（別紙の2に掲げる部分）については、報道発表の記載内容にとどまらない詳細かつ広範囲な特定会社の内部情報であると認められ、特定会社のノウハウや内部管理情報とみられる情報等が混然一体となって記載されており、これらを公にすると、ノウハウの流用によって、特定会社の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとする審査請求人の主張は、これを否定することはできない。</p> <p>オ したがって、本件対象文書については、処分庁による本件事案の概要等に関する報道発表と同等の内容が記載された部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないことから開示するとしたことは妥当であるが、その余の部分（別紙の2に掲げる部分）については、同条2号イに該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすべきである。</p>
4-10	<p>答申4（行情）246</p> <p>「特定医療機器に係る医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請書等の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1回目・2回目の開示請求で、第三者（審査請求人）の意見を踏まえ不開示としたが、3回目の開示請求の際に、処分庁と審査請求人の間で意思疎通の齟齬があり、審査請求人が開示に同意してしまった情報について、4回目の開示請求に係る審査請求において、開示することにより審査請求人に実質的な不利益が生ずるおそれがあること等を理由に、審査請求人の主張を認めて不開示とすべきと判断した例</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について（略）</p> <p>(3) 以上を踏まえ、検討する。</p> <p>ア 審査請求人の説明（上記第2の2（2）イ（イ）並びに（4）イ及びウ）によれば、本件で問題となっている特定医療機器の承認に係る文書については、今回の開示請求を含めて過去4回開示請求を受けている。それぞれの開示請求の対象文書は異なるものの、本件開示部分に相当する情報については、最初の2回は不開示とされたが、前回の3回目の開示請求に係る決定では、本件開示部分に相当する情報を、審査請求人及び処分庁の双方のミスによって開示（先例開示決定）することとなったとのことである。</p> <p>オ 次に、上記ウ（イ）に関して、審査請求人は意見書1ないし意見書3（上記第2の2（2）ア、（3）ウ及び（4）イ）において、新仕様のどの部分を旧仕様と異なるものとするか、そのこと自体についても製作者たる法人の戦略等に基づくものであり、過去に一度製品の仕様を開示したことのある本件では、本件開示部分を開示すると、製品の内径以外に、製作者たる法人の戦略等をも明らかにすることとなってしまうので、単純に3回目の決定において開示した情報であるからとして、4回目の本件においても開示することは適当でない旨を述べている。</p> <p>諮問庁から提示を受けて特定医療機器に対する過去4回の開示請求に係る対象文書を確認したところ、当初の特定医療機器の医療機器製造販売承認申請及び以降の3次にわたる一部変更承認申請に関する文書が対象となっており、それらの文書は、別個の（一部変更）承認申請において使用された各々別の文書であり、各文書に記載されている特定医療機器の仕様も旧仕様</p>

		<p>から新仕様へと変遷していることが認められる。このため、3回目の開示請求に係る対象文書中に記載されている特定医療機器の旧仕様の一部に、4回目の開示請求に係る本件開示部分に相当する情報が記載されているとしても（仮に、細部では一致していると認め得る情報があるとしても）、その意味合いはそれぞれ異なるものであるというべきであるから、開示・不開示の判断は、個々の文書の性格や当該情報の内容・性質を踏まえた上で個別に判断されるべきである（令和4年度（行情）答申第61号及び同第116号参照）。</p> <p>したがって、先例開示決定は、原処分を拘束するものではなく、異なる判断を行うことにつき、特段の支障が存在するとは認められない。</p> <p>カ 審査請求人が審査請求書及び意見書（上記第2）において述べている、本件開示部分を開示することにより実質的な不利益を被ることとなる旨の主張は首肯することができ、本件開示部分は保護されるべきものであると認められる。</p> <p>したがって、上記を踏まえると、本件開示部分は、これを公にすると審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当するというべきである。</p>
--	--	---